

平成26年度

周南市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

周南市監査委員

周 監 査 第 8 0 号

平成 2 7 年 9 月 1 1 日

周南市長 木 村 健一郎 様

周南市監査委員 山 下 敏 彦

周南市監査委員 田 村 勇 一

平成 2 6 年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 2 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成26年度周南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年8月11日から平成27年9月1日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかに主眼をおき審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次表のとおりで、各比率は早期健全化基準を下回っていた。

(単位 %)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度	—	—	9.3	89.4
平成25年度	—	—	8.8	84.4
平成26年度	—	—	8.6	88.7
早期健全化基準	11.54	16.54	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) ・実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がない場合は「—」で表示している。
・早期健全化基準は、周南市に適用された平成26年度の数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、一般会計等の実質赤字額の標準財

政規模に対する比率である。

当年度の一般会計等の実質収支は19億3,184万6千円の黒字となっており、実質赤字額はなかった。

実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位 千円)

会 計 名		実 質 収 支 額
一般会計等	一般会計	1,931,846
	一般会計等に属する特別会計	なし
	合計（一般会計等の実質収支額）	1,931,846
標準財政規模		37,047,294

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

当年度の連結実質収支は118億6,960万5千円の黒字となっており、連結実質赤字額はなかった。

連結実質赤字比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位 千円)

会 計 名		実 質 収 支 額		
一 般 会 計 等		1,931,846		
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	465,852	
		国民健康保険鹿野診療所特別会計	0	
		後期高齢者医療特別会計	53,326	
		介護保険特別会計	142,101	
		駐車場事業特別会計	16,755	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業	水道事業会計	2,797,754
			下水道事業会計	1,053,220
			病院事業会計	1,885,753
			介護老人保健施設事業会計	64,678
		法非適用企業	徳山モーターボート競走事業会計	3,399,254
			簡易水道事業特別会計	59,066
			地方卸売市場事業特別会計	0
			国民宿舎特別会計	0
合計（連結実質収支額）		11,869,605		
標準財政規模		37,047,294		

(注)・公営企業会計の実質収支額の欄は、剰余額又は資金不足額(△)を計上している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模等に対する比率の過去3か年の平均値である。

実質公債費比率は8.6%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっている。

(単位 %)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)
平成24年度	9.15036	9.3
平成25年度	8.38026	8.8
平成26年度	8.27842	8.6

実質公債費比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{A})}{\text{標準財政規模} - \text{A}}$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

(単位 千円)

区 分	金 額	
地方債の 元利償還金	① 公債費（一般会計等に係るものに限る。）	7,673,818
	② 繰上償還額及び借換債を財源として償還した額	8,200
	計 (①-②)	7,665,618
準元利償還金	公営企業債の償還に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	2,591,166
	一部事務組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	64,156
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	107,568
	一時借入金の利子	0
	計	2,762,890
特定財源	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	133,841
	公営住宅使用料	263,918
	都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	770,147
	その他	0
	計	1,167,906
標準財政規模	37,047,294	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額	6,752,687	

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額の標準財政規模等に対する比率である。

将来負担比率は88.7%で、前年度に比べ4.3ポイント高くなっている。

(単位 %・ポイント)

区 分	将来負担比率	前年度増減
平成24年度	89.4	△5.4
平成25年度	84.4	△5.0
平成26年度	88.7	4.3

将来負担比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能財源} + \text{B})}{\text{標準財政規模} - \text{A}}$$

(注) A = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額

B = 地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額

(単位 千円)

区 分		金 額		
将来負担額	一般会計等の地方債現在高		85,883,364	
	債務負担行為に基づく支出予定額		3,126,536	
	公営企業債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額		23,789,350	
	一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額		1,000,782	
	退職手当支給予定額		11,207,589	
	第三セクターの損失補償債務に係る一般会計等の負担見込額		134,483	
	合 計		125,142,104	
充当可能財源等	充当可能財源	充当可能基金	9,145,633	
		特定財源見込額	国庫支出金等	0
			地方債を財源とする貸付金の償還金	1,999,656
			公営住宅の賃貸料等	2,142,628
			都市計画税	8,031,438
			その他特定の収入	2,472,645
	小 計	14,646,367		
	計		23,792,000	
地方債現在高等に係る基準財政需要額への算入見込額		74,474,784		
合 計		98,266,784		
標準財政規模		37,047,294		
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額		6,752,687		

6 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の資金不足額の事業の規模に対する比率である。

当年度は、各会計とも資金不足額は生じていない。

(単位 %)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足比率		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用 企業	水道事業会計	—	—	—
	下水道事業会計	—	—	—
	病院事業会計	—	—	—
	介護老人保健施設事業会計	—	—	—
	徳山モーターボート競走事業会計	—	—	—
法非適用 企業	簡易水道事業特別会計	—	—	—
	地方卸売市場事業特別会計	—	—	—
	国民宿舎特別会計	—	—	—

(注) ・資金不足額がない場合は「—」で表示している。

・経営健全化基準は20.0%である。(徳山モーターボート競走事業会計は0.0%)

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(注) 法適用企業 資金不足額 = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産 - 解消可能資金不足額

※平成26年度の決算から改正された地方公営企業会計制度が適用されるが、資金不足比率の算定において、流動負債については、翌年度償還の企業債及び他会計からの借入金は算入対象からの除外措置がされ、また、1年以内に使用される引当金、翌年度支払いのファイナンス・リース債務等は算入猶予の経過措置(3年間)がとられている。

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 資金不足額 = 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

会計別の資金不足額(又は剰余額)及び事業の規模の状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

公 営 企 業 会 計 名		資金不足額 又は剰余額	事業の規模
法適用 企業	水道事業会計	2,797,754	2,575,801
	下水道事業会計	1,053,220	3,003,925
	病院事業会計	1,885,753	2,635,458
	介護老人保健施設事業会計	64,678	302,389
	徳山モーターボート競走事業会計	3,399,254	29,154,168
法非適用 企業	簡易水道事業特別会計	59,066	148,510
	地方卸売市場事業特別会計	0	71,478
	国民宿舎特別会計	0	85,812

(注) ・資金不足額又は剰余額欄のプラス表示は剰余額で、マイナス表示は資金不足額ある。

7 むすび

平成26年度の本市の健全化判断比率、資金不足比率とも、国の示す基準からみて、引き続き健全な範囲で推移している。

前年度と比較すると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は前年度と同様に赤字額がなく、また、資金不足比率も前年度と同様に資金不足額が生じていない。将来負担比率は若干悪化しているものの、実質公債費比率はわずかながら改善しており、いずれの指標も早期健全化基準を大きく下回っている。

しかしながら、健全化指標の算出に影響のある標準財政規模の算出方法は国の制度改革等に左右されるという要素があることから、他の財政指標（公債費負担比率等）にも十分注意を払いながら一層の計画的な財政運営を行い、引き続き各比率について適正な水準の維持に努められたい。